

県で課税する固定資産税

2 県税のあらまし

固定資産税は、原則として固定資産所在の市町村が課税しますが、法律で定める一定額を超える大規模の償却資産については、県がその超える部分に対して課税します。



納める人

1月1日現在の大規模償却資産の所有者



納める額

$$\text{税額} = \text{固定資産の価格の一定額を超える部分の価格} \times \text{税率(1.4\%)}$$



申告

毎年1月1日現在に所有する償却資産について1月31日までに市町村、あるいは県へ申告し、納税通知書により、4月(21~30日)・7月(21~31日)・12月(16~25日)・翌年2月(21~末日)の期間に納付します。



課税免除・不均一課税

茨城県では、企業立地等の促進を図るため、県内に事業所等を新增設し、一定の要件を満たす事業者を対象に、不動産取得税や事業税等を免除・軽減する特別措置(課税免除・不均一課税)を設けています。対象事業や要件など、詳しくは61ページをご覧ください。

核燃料等取扱税(法定外普通税)

2 県税のあらまし

核燃料等取扱税は、原子力施設の立地に伴う財政需要に対応するため、原子力事業者等を納税義務者として平成11年4月1日に創設したものです。平成31年4月に更新を行いました。



納める人

- ① (原子炉を設置している) 原子炉設置者
- ② (原子炉に核燃料の挿入を行う) 原子炉設置者
- ③ (使用済燃料の受入れを行う) 再処理事業者
- ④ (使用済燃料の保管を行う) 再処理事業者
- ⑤ (高放射性廃液の保管を行う) 再処理事業者
- ⑥ (ガラス固化体の保管を行う) 再処理事業者
- ⑦ (プルトニウムの保管を行う) 原子力事業者
- ⑧ (放射性廃棄物の封入等を行う) 原子力事業者
- ⑨ (放射性廃棄物を保管する) 原子力事業者



納める額

税 額	=	①原子炉の熱出力 ②原子炉に挿入された核燃料の価額 ③再処理施設において受け入れる使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④再処理施設において保管する使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウラン重量 ⑤再処理施設において保管する高放射性廃液の数量 ⑥再処理施設において保管するガラス固化体に係る容器の数量 ⑦原子力施設において保管するプルトニウムの重量 ⑧原子力施設において発生した放射性廃棄物を容器に封入等したときの当該容器の容量 ⑨原子力施設において保管する放射性廃棄物に係る容器の容量	×	①1,000キロワットにつき 30,500円(四半期分) ②価額の8.5% ③重量1キログラムにつき 60,100円 ④重量1キログラムにつき 1,500円 ⑤容量1立方メートルにつき 1,594,000円 ⑥容器1本につき 1,219,000円 ⑦重量1キログラムにつき 5,100円 ⑧容器1立方メートルにつき 106,000円 ⑨容器1立方メートルにつき 5,100円

※ ④、⑤、⑥、⑦、⑨については、保管開始時期による経過措置があります。



申告

課税期間の末日から起算して3月を経過する日の属する月の末日までに知事に申告し、納付します。